

75歳以上の皆さん

後期高齢者医療被保険者証（保険証） 資格確認書が新しくなります

現在使用している「うぐいす色」の後期高齢者医療被保険者証（保険証）・資格確認書の有効期限は、7月31日です。
8月1日からは、7月中旬以降に自宅に郵送される「**橙色**」の資格確認書を使用してください。

！
有効期限（7月31日）を過ぎたうぐいす色の保険証・資格確認書は、使用できません。
古い保険証・資格確認書は細かく裁断するなど、個人情報報の取り扱いに注意し、各自で処分してください。

うぐいす色
7月31日まで



橙色
8月1日から



全ての被保険者に「資格確認書」をお届けします

後期高齢者の被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）の利用率は、ほかの年代と比べて低い状況です。

このことから、マイナ保険証の保有状況に関わらず**全ての被保険者に「資格確認書」を発行します。**

医療を受けるときは…

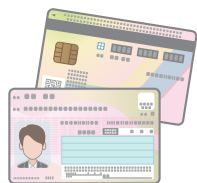
① **マイナ保険証を持っている人**

次のどちらかを提示してください。

- ・マイナ保険証
- ・資格確認書

② **マイナ保険証を持っていない人**

資格確認書を提示してください。



※マイナ保険証については、QRコードをご確認ください。



過去の医療情報が

共有されます

受診した医療機関で、医師が過去の診療情報や健康診断の結果を確認できるため、身体の状態やほかの病気の情報に基づいた医療を受けることができます。

高額医療制度の手続が

不要になります

事前の申請を行わずに、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証を利用すると、次のようなメリットがあります。

問合せ

国保年金課 高齢者医療担当

☎(55)2754

FAX(51)2521

限度額適用・標準負担額減額認定証または、限度額適用認定証を持っている人へ

どちらも有効期限は7月31日で、新規発行は終了しています。

今後、医療を受けるときには、限度区分を併記した資格確認書1枚のみを提示してください。

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料率は、医療費や現役世代との人口のバランスなどを考慮し、2年に1度、各都道府県の広域連合が見直しています。
令和6・7年度の保険料は次のとおりです。

1年間の保険料の
計算方法

保険料
(賦課限度額80万円)

＝

均等割額
4万7,000円

＋

所得割額
(旧ただし書所得
×9.49%)

※詳しくは、資格確認書に同封する案内をご覧ください。